

告示

埼玉県告示第五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、三田ヶ谷土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和二年一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	恩田 光由	埼玉県羽生市大字喜右エ門新田七百八十番地
同	島崎 一	同 三田ヶ谷六百二十四番地
同	長谷川 一弥	同 同 千五百三十三番地一
同	奥澤 文夫	同 同 三百七十五番地
同	奥澤 和明	同 同 十八番地
同	奥貫 秀夫	同 同 弥勒四百三十六番地
同	森下 正己	同 同 千四百九十二番地
同	須藤 耕男	同 同 喜右エ門新田千百九番地
同	西山 俊雄	同 同 与兵エ新田二十二番地
同	吉田 麻佐実	同 同 三田ヶ谷千八百五十六番地一
同	平井 茂	同 同 常木二百二番地
同	江森 正	同 同 七百八十四番地
同	荒木 豊	同 同 加須市大越百十五番地
監事	栗田 健一	同 同 羽生市大字三田ヶ谷千四百一番地
同	名雲 康典	同 同 弥勒千七百九十一番地
同	田中 時男	同 同 行田市大字小針三千四百四十番地一

二 退任

職名	氏名	住所
理事	小野 三郎	埼玉県羽生市大字三田ヶ谷二千六百十七番地
同	奥澤 恒夫	同 同 千五百四十二番地
同	久保田 榮一	同 同 七百六番地
同	江森 滋男	同 同 二十五番地
同	栗原 恒夫	同 同 四百四十八番地
同	岡安 清	同 同 弥勒九百番地二
同	森下 正己	同 同 千四百九十二番地

理事	内野恒二	埼玉県羽生市大字喜右工門新田四百八十番地
同	西山俊雄	同 与兵工新田二十二番地
同	吉田麻佐実	同 三田ヶ谷千八百五十六番地一
同	平井悟	同 常木百三十八番地二
同	平井康市	同 同 千百二十三番地一
同	荒木豊	加須市大越百十五番地
監事	腰塚憲	羽生市大字三田ヶ谷千五百六十四番地
同	久保田一郎	同 喜右工門新田千四百九十二番地
同	平井規雄	同 同 常木七百七十番地